

第1 監査の対象 生涯学習部（生涯学習総務課，生涯学習総務課藤沢公民館，生涯学習総務課村岡公民館，郷土歴史課，文化芸術課，スポーツ推進課，総合市民図書館），消防局（消防総務課，予防課，査察指導課，警防課，救急救命課，南・北消防署管理課），公益財団法人藤沢市みらい創造財団に係る平成27年度（2015年7月末日現在）所管業務

第2 監査の実施日 2015年11月2日（月）

第3 監査を実施した委員

監査委員 青 柳 義 朗

同 中 川 隆

同 柳 田 秀 憲

同 栗 原 義 夫

第4 監査の結果

1 生涯学習総務課

(1) 使用料の収入は適正か

7月末日現在における使用料（藤沢公民館及び村岡公民館に係る使用料を除く。）の収入状況は，鵜沼公民館ほか10公民館における公民館使用料が26,520件で調定額及び収入済額ともに9,210,450円となっている。

これらが「藤沢市公民館条例」等に基づき適正に収入されているかどうかについて，7月分を抽出して使用申請書，日計表，施設使用料収納状況日誌，収納金通知書，納入済通知書等を調査した結果，会計管理者口座への納付手続が遅延しているものがあるなど事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので，今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

また，10月2日に各窓口での取扱現金を実査した結果，現金残高は使用申請書の合計金額と一致し，適切に管理されているものと認められた。

(2) 委託料の執行は適正か

7月末日現在における委託料の執行状況は、藤沢公民館他3館施設管理及び設備点検等業務ほか13件で、契約金額14,068,792円（単価契約分を除き、長期継続契約については平成27年度分の契約金額）、支出済額3,827,759円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、業務委託契約執行決裁書、同契約書、同部分完了届、同部分完了検査調書、支出命令等を調査した結果、支出済額は適正なものと認められた。

(3) 施設の管理は適切か

ア 施設の維持管理について

7月末日現在におけるこの課が管理する施設は、鶴沼公民館及び片瀬しおさいセンター（片瀬公民館分館）となっている。

これらの施設の維持管理状況について、公有財産台帳等の調査及び現地調査をした結果は、次のとおりである。

㊦ 公有財産台帳等の整備状況

施設の公有財産台帳（副本）等が「藤沢市公有財産規則」に基づき適切に整備されているかどうかについて調査した結果、適切なものと認められた。

㊧ 現地調査

10月2日に現地調査をした結果、適切なものと認められた。

イ 施設の目的外使用許可について

7月末日現在における行政財産の目的外使用許可の状況は、株式会社ジェイコム湘南ほか12件となっている。

これらが「藤沢市公有財産規則」、「藤沢市行政財産の目的外使用に係る使用料条例」等に基づき適切に執行されているかどうかについて、行政財産使用許可申請書、行政財産目的外使用料減免申請書等を調査した結果、適切なものと認められた。

2 生涯学習総務課藤沢公民館

(1) 使用料の収入は適正か

7月末日現在における使用料の収入状況は、公民館使用料が3,223件で調定額及び収入済額ともに1,100,250円、公園使用料が4件で調定額及び収入額ともに11,350円となっている。

これらが「藤沢市公民館条例」、「藤沢市都市公園条例」等に基づき適正に収入されているかどうかについて、公民館使用料については5月分を抽出して使用申請書、日計表、施設使用料収納状況日誌、収納金通知書、納入済通知書等を、公園使用料については使用申請書、収納金通知書、納入済通知書等を調査した結果、収入済額は適正なものと認められた。

また、10月1日窓口での取扱現金を実査した結果、現金残高は使用申請書の合計金額と一致し、適切に管理されているものと認められた。

(2) 施設の管理は適切か

ア 施設の維持管理について

7月末日現在におけるこの課が管理する施設は、藤沢公民館ほか 41施設となっている。

これら施設の維持管理状況について、公有財産台帳等の調査及び現地調査をした結果は、次のとおりである。

(ア) 公有財産台帳の整備状況

藤沢公民館及び済美館の公有財産台帳（副本）が、「藤沢市公有財産規則」に基づき適切に整備されているかどうかについて調査した結果、適切なものと認められた。

(イ) 現地調査

10月1日に現地調査した結果、適切に管理されているものと認められた。

また、その他の施設については公園 8箇所及び緑の広場 2箇所を抽出して10月1日に現地調査した結果、適切に管理されているものと認められた。

イ 施設の目的外使用許可について

(ア) 目的外使用許可

7月末日現在における行政財産の目的外使用許可の状況は、東京電力株式会社藤沢支社ほか 9件となっている。

これらが「藤沢市公有財産規則」，「藤沢市行政財産の目的外使用に係る使用料条例」等に基づき適切に執行されているかどうかについて、行政財産使用許可申請書，行政財産目的外使用料減免申請書等を調査した結果、適切なものと認められた。

(イ) 公園内行為許可

7月末日現在における公園内行為許可の状況は、湘南建設組合ほか 10件となっている。

これらが「藤沢市都市公園条例」，「藤沢市都市公園条例施行規則」等に基づき適切に執行されているかどうかについて、公園内行為許可申請書，公園内行為許可書(控)，公園使用料減免申請書等を調査した結果、申請日に遅延のあるものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり、留意されたい。

(ウ) 公園占用許可

7月末日現在における公園占用許可の状況は、新西富自治会ほか 7件となっている。

これらが「藤沢市都市公園条例」，「藤沢市都市公園条例施行規則」等に基づき適切に執行されているかどうかについて、公園占用許可申請書，公園占用許可書(控)，公園使用料減免申請書等を調査した結果、使用料の算定に誤りがあるなど（使用料については免除としているので、徴収額の変更は生じない。），事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

3 生涯学習総務課村岡公民館

(1) 使用料の収入は適正か

7月末日現在における使用料の収入状況は、公民館使用料が2,477件で調定額及び収入済額ともに759,500円、公園使用料が1件で調定額及び収入済額ともに1,700円となっている。

これらが「藤沢市公民館条例」、「藤沢市都市公園条例」等に基づき適正に収入されているかどうかについて、6月分を抽出して使用申請書、日計表、施設使用料収納状況日誌、収納金通知書、納入済通知書等を調査した結果、収入済額は適正なものと認められた。

また、10月8日窓口での取扱現金を実査した結果、現金残高は使用申請書の合計金額と一致し、適切に管理されているものと認められた。

(2) 委託料の執行は適正か

7月末日現在における委託料の執行状況は、村岡公民館総合維持管理業務ほか4件で、契約金額30,408,484円、支出済額3,744,957円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、業務委託契約執行決裁書、同契約書、同部分完了届、同部分完了検査調書、支出命令等を調査した結果、支出済額は適正なものと認められた。

(3) 施設の管理は適切か

ア 施設の維持管理について

7月末日現在におけるこの課が管理する施設は、村岡公民館ほか38施設となっている。

これら施設の維持管理状況について、公有財産台帳等の調査及び現地調査をした結果は、次のとおりである。

(ア) 公有財産台帳の整備状況

施設の公有財産台帳（副本）が、「藤沢市公有財産規則」に基づき適切に整備されているかどうかについて調査した結果、適切なものと認められた。

(イ) 現地調査

10月8日に現地調査した結果、適切に管理されているものと認められた。

また、その他の施設については公園7箇所及び緑の広場1箇所を抽出して10月8日に現地調査した結果、適切に管理されているものと認められた。

イ 施設の目的外使用許可について

(ア) 目的外使用許可

7月末日現在における行政財産の目的外使用許可の状況は、東京電力株式会社藤沢支社ほか8件となっている。

これらが「藤沢市公有財産規則」、「藤沢市行政財産の目的外使用に係る使用料条例」等に基づき適切に執行されているかどうかについて、行政財産使用許可申請書、行政財産目的外使用料減免申請書等を調査した結果、適切なものと認められた。

(イ) 公園内行為許可

7月末日現在における公園内行為許可の状況は、藤沢市長ほか5件となっている。

これらが「藤沢市都市公園条例」、「藤沢市都市公園条例施行規則」等に基づき適切に執行されているかどうかについて、公園内行為許可申請書、公園内行為許可書(控)、公園使用料減免申請書等を調査した結果、適切なものと認められた。

4 郷土歴史課

(1) 委託料の執行は適正か

7月末日現在における委託料の執行状況は、藤沢市内埋蔵文化財確認調査等作業業務ほか8件で、契約金額19,011,340円(単価契約分を除く。)、支出済額1,315,216円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、業務委託契約執行決裁書、同契約書、同部分完了届、同部分完了検査調書、支出命令等を調査した結果、仕様書の整備が必要なものがあるなど事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

(2) 施設の管理は適切か

ア 施設の維持管理について

7月末日現在におけるこの課が管理する施設は、文化財第1収蔵庫ほか5施設となっている。

これら施設の維持管理状況について、公有財産台帳等の調査及び現地調査をした結果は、次のとおりである。

(ア) 公有財産台帳等の整備状況

施設の公有財産台帳(副本)等が「藤沢市公有財産規則」に基づき適切に整備されているかどうかについて調査した結果、適切なものと認められた。

(イ) 現地調査

9月15日に現地調査をした結果、適切なものと認められた。

イ 施設の目的外使用許可について

7月末日現在における行政財産の目的外使用許可の状況は、緑ヶ丘外原自治会ほか6件となっている。

これらが「藤沢市公有財産規則」、「藤沢市行政財産の目的外使用に係る使用料条例」等に基づき適切に執行されているかどうかについて、行政財産使用許可申請書、行政財産目的外使用料減免申請書等を調査した結果、適切なものと認められた。

5 文化芸術課

(1) 使用料の収入は適正か

7月末日現在における使用料の収入状況は、市民会館使用料が調定額及び収入済額ともに19,554,498円、市民ギャラリー使用料が調定額及び収入済額ともに465,000円となっている。

これらが「藤沢市民会館条例」、「藤沢市民ギャラリー条例」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、6月分を抽出して藤沢市民会館使用許可申請書、同使用料減免申請書、藤沢市民ギャラリー使用許可申請書、同使用料減免申請書、収納金通知書等を調査した結果、収入済額は適正なものと認められた。

(2) 委託料の執行は適正か

7月末日現在における委託料の執行状況は、平成27年度藤沢市民会館舞台・設備・受付等業務ほか9件で、契約金額478,459,267円、支出済額143,093,435円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、業務委託契約執行決裁書、同契約書、同部分完了届、同部分完了検査調書、支出命令等を調査した結果、再委託の手続がなされていないものがあるなど事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

(3) 補助金の執行は適正か

7月末日現在における補助金の執行状況は、藤沢市芸術文化振興事業補助金ほか1件で、交付決定額120,957,000円、支出済額48,137,000円となっている。

これらが「藤沢市補助金交付規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、補助金交付申請書、同決定通知書（写）、支出命令等を調査した結果、所定の書類が提出されていないものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

(4) 施設の管理は適切か

ア 施設の維持管理について

7月末日現在におけるこの課が管理する施設は、藤沢市民会館及び藤沢市湘南台文化センターとなっている。

これら施設の維持管理状況について、公有財産台帳等の調査及び現地調査をした結果は、次のとおりである。

(ア) 公有財産台帳の整備状況

施設の公有財産台帳（副本）が、「藤沢市公有財産規則」に基づき適切に整備されているかどうかについて調査した結果、適切なものと認められた。

(イ) 現地調査

10月14日に現地調査した結果、行政財産の目的外使用に係る手続がとられていないものがあるなど事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

イ 施設の目的外使用許可について

7月末日現在における行政財産の目的外使用許可の状況は、藤沢市民会館サービス・セン

ター株式会社ほか 28件となっている。

これらが「藤沢市公有財産規則」，「藤沢市行政財産の目的外使用に係る使用料条例」等に基づき適切に執行されているかどうかについて，行政財産使用許可申請書，行政財産目的外使用料減免申請書等を調査した結果，調定手続に遅延があるものが見受けられたので，今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

ウ 施設の借用について

7月末日現在における施設の借用状況は，藤沢市民ギャラリー及び藤沢市アートスペースとなっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき，適切に執行されているかどうかについて，賃貸借契約書等を調査した結果，適切なものと認められた。

6 スポーツ推進課

(1) 使用料の収入は適正か

7月末日現在における使用料の収入状況は，学校屋外運動場夜間照明設備使用料が 136件で調定額及び収入済額ともに 558,400円，スポーツ広場使用料が 534件で調定額及び収入済額ともに 488,160円となっている。

これらが「藤沢市立学校屋外運動場夜間照明設備使用料条例」，「藤沢市スポーツ広場条例」等に基づき適正に収入されているかどうかについて，5月分を抽出して使用申請書，施設使用料収納状況月報，収納金通知書，納入済通知書等を調査した結果，減免に係る申請に対する審査が十分でないものがあるなど事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので，今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

また，10月7日に窓口での取扱現金を実査した結果，現金残高は使用申請書の合計金額と一致し，適切に管理されているものと認められた。

(2) 委託料の執行は適正か

7月末日現在における委託料の執行状況は，藤沢市運動施設等指定管理業務ほか 11件で，契約金額 959,836,560円，支出済額 316,711,015円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて，10件を抽出して業務委託契約執行決裁書，同契約書，同部分完了届，同部分完了検査調書，支出命令等を調査した結果，前払金の支払時期が適切でないものがあるなど事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので，今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

(3) 施設の管理は適切か

ア 施設の維持管理について

7月末日現在におけるこの課が管理する施設は，秩父宮記念体育館ほか 5施設となっている。

これらの施設の維持管理状況について，公有財産台帳等の調査及び現地調査をした結果は，

次のとおりである。

(㉞) 公有財産台帳等の整備状況

施設の公有財産台帳(副本)等が「藤沢市公有財産規則」に基づき適切に整備されているかどうかについて調査した結果、所管する建物の図面を整備する必要があるものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

(㉟) 現地調査

10月6日及び7日に現地調査をした結果、適切に管理されているものと認められた。

イ 施設の目的外使用許可について

7月末日現在における行政財産の目的外使用許可の状況は、公益財団法人藤沢市みらい創造財団ほか6件となっている。

これらが「藤沢市公有財産規則」,「藤沢市行政財産の目的外使用に係る使用料条例」等に基づき適切に執行されているかどうかについて、行政財産使用許可申請書,行政財産目的外使用料減免申請書等を調査した結果、適切なものと認められた。

ウ 施設敷地の借用について

7月末日現在における施設敷地の借用状況は、大清水スポーツ広場ほか2件で、借用面積77,203㎡,年間賃借料は免除又は無償となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適切に執行されているかどうかについて、土地賃貸借契約書等を調査した結果、適切なものと認められた。

7 総合市民図書館

(1) 使用料の収入は適正か

7月末日現在における使用料の収入状況は、会議室使用料が調定額及び収入済額ともに178,100円,駐車場使用料が調定額及び収入済額ともに56,700円となっている。

これらが「藤沢市図書館に関する条例」,「藤沢市図書館に関する規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、6月分を抽出して図書館施設使用申請書兼施設等使用料減免申請書,藤沢市図書館駐車場整理券,収納金通知書等を調査した結果、収入済額は適正なものとして認められた。

(2) 図書等の購入管理は適正か

7月末日現在における図書等の購入状況は、総合市民図書館ほか3市民図書館及び11市民図書室で、12,932冊(点),契約金額18,841,295円,支出済額10,497,683円となっている。

これらの図書等の購入が「藤沢市契約規則」,「藤沢市物品会計規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて調査した結果、支出済額は適正なものとして認められた。

また、図書等の管理状況に関し、現地調査をした結果、適切に管理されているものと認められた。

(3) 委託料の執行は適正か

7月末日現在における委託料の執行状況は、市民図書館事業業務ほか13件で、契約金額205,324,994円（単価契約を除き、長期継続契約によるものについては平成27年度分の契約金額）、支出済額89,920,608円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、10件を抽出して業務委託契約執行決裁書、同契約書、同部分完了届、同部分完了検査調書、支出命令等を調査した結果、支出済額は適正なものと認められた。

(4) 施設の管理は適切か

ア 施設の維持管理について

7月末日現在におけるこの課が管理する施設は、総合市民図書館ほか3市民図書館となっている。

これらの管理状況について公有財産台帳（副本）等の調査及び現地調査をした結果は、次のとおりである。

(ア) 公有財産台帳等の整備状況等

施設の公有財産台帳（副本）等が「藤沢市公有財産規則」に基づき適切に整備されているかどうかについて調査した結果、整備状況は適切なものと認められた。

(イ) 現地調査

10月13日に対象施設の現地調査をした結果、適切に管理されているものと認められた。

イ 施設の目的外使用許可について

7月末日現在の行政財産の目的外使用許可の状況は、社会福祉法人藤沢市社会福祉協議会ほか10件となっている。

これらが「藤沢市公有財産規則」、「藤沢市行政財産の目的外使用に係る使用料条例」等に基づき適切に執行されているかどうかについて、行政財産使用許可申請書、行政財産目的外使用料減免申請書等を調査した結果、適切なものと認められた。

8 公益財団法人藤沢市みらい創造財団

(1) スポーツ施設に係る指定管理者の業務について

7月末日現在におけるこの法人が市からの指定を受けて実施しているスポーツ施設に係る管理業務は、藤沢市運動施設等指定管理業務で、藤沢市秩父宮記念体育館ほか3施設の管理運営業務となっている。

これらが「藤沢市秩父宮記念体育館条例」、「藤沢市石名坂温水プール条例」、「藤沢市都市公園条例」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、基本協定書、年度協定書、募集要項、業務の内容及び基準、業務実施報告書等を調査した結果、適切に管理されているものと認められた。

また、利用料金等の収納管理業務について、5月分を抽出して使用申請書、調定決裁書、収

入伝票等を調査した結果、適切に管理されているものと認められた。

なお、10月7日に窓口での取扱い現金を実査した結果、現金残高は使用申請書の合計金額と一致し、適切に管理されているものと認められた。

9 消防総務課

(1) 消防施設等の管理は適切か

ア 施設の維持管理について

7月末日現在におけるこの課が管理する施設は、南消防署、北消防署、辻堂出張所ほか10出張所、片瀬分遣所、消防訓練センター、救急ワークステーション及び旧羽鳥出張所となっている。

これらが「藤沢市公有財産規則」等に基づき適切に管理されているかどうかについて、公有財産台帳等の調査をするとともに、9月24日、同月25日及び10月14日に、消防署2箇所、出張所11箇所及びその他の施設4箇所について現地調査をした結果、適切なものと認められた。

イ 施設の目的外使用許可について

7月末日現在におけるこの課が管理する施設における目的外使用許可の状況は、藤沢市職員福利厚生会ほか30件となっている。

これらが「藤沢市公有財産規則」及び「藤沢市行政財産の目的外使用に係る使用料条例」等に基づき適切に執行されているかどうかについて、行政財産使用許可申請書、行政財産目的外使用料減免申請書等を調査した結果、適切なものと認められた。

ウ 施設敷地の借用について

7月末日現在におけるこの課が管理する施設敷地の借用状況は、辻堂出張所で、借用面積428.00㎡、年間貸借料1,840,542円、支出済額0円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適切に執行されているかどうかについて、土地賃貸借契約書等を調査した結果、適切なものと認められた。

10 予防課

(1) 危険物取扱許可等手数料の収入は適正か

7月末日現在における危険物取扱許可等手数料の収入状況は101件で、調定額及び収入済額とともに1,744,200円となっている。

これらが「藤沢市手数料条例」等の規定に基づき適正に収入されているかどうかについて、危険物製造所貯蔵所取扱所変更許可申請書、同仮使用承認申請書、同完成検査申請書、収納金通知書等を調査した結果、収入済額は適正なものと認められた。

11 査察指導課

識見監査委員によるヒアリングを実施した。

12 警防課

(1) 委託料の執行は適正か

7月末日現在における委託料の執行状況は、消防用デジタル無線システム保守点検業務ほか5件で、契約金額 4,521,236円（単価契約分を除く。）、支出済額 398,412円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、業務委託契約執行決裁書、同契約書、同部分完了届、同部分完了検査調書、支出命令等を調査した結果、支出済額は適正なものと認められた。

(2) 施設等の維持管理は適切か

7月末日現在におけるこの課が管理する施設及び備品等は、消防団器具置場等 37施設、消防団車両 31台、防火水槽 999基及び可搬ポンプ等消防団備品となっている。

これらの管理状況を公有財産台帳（副本）等の調査及び現地調査をした結果は、次のとおりである。

ア 施設の維持管理について

(㍑) 公有財産台帳等の整備状況等

施設の公有財産台帳（副本）等が「藤沢市公有財産規則」に基づき適切に整備されているかどうか等について調査した結果、適切なものと認められた。

(㍒) 現地調査

9月16日及び10月14日に消防団器具置場 6箇所及び防火水槽 11箇所を抽出して現地を調査した結果、適切に管理されているものと認められた。

イ 施設の目的外使用許可について

7月末日現在におけるこの課が管理する施設における目的外使用許可の状況は、江の島東町町内会ほか 15件となっている。

これらが「藤沢市公有財産規則」、「藤沢市行政財産の目的外使用に係る使用料条例」等に基づき適切に執行されているかどうかについて、行政財産使用許可申請書、行政財産目的外使用料減免申請書等を調査した結果、使用料の算定に誤りがあるなど（使用料については免除としているので、徴収額の変更は生じない。）、事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

ウ 施設敷地の借用について

7月末日現在におけるこの課が管理する施設敷地の借用状況は、消防団器具置場等について9件、借用面積1,523.41㎡、年間賃貸料 2,061,700円、支出済額 0円、防火水槽について46件、借用面積 1,030.42㎡、年間賃借料 1,105,432円、支出済額 0円、屋外消火栓配管について1件、借用面積102.60㎡、年間賃借料 110,684円、支出済額 0円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適切に執行されているかどうかについて、土地賃貸借契約書等を調査した結果、適切なものと認められた。

エ 施設用地の地上権の設定について

7月末日現在におけるこの課が管理する施設用地の地上権設定状況は、23箇所、設定面積 388.58㎡、地代はすべて無償となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適切に執行されているかどうかについて、地上権設定契約書等を調査した結果、適切なものと認められた。

13 救急救命課

識見監査委員によるヒアリングを実施した。

14 南消防署管理課及び北消防署管理課

(1) 車両及び備品（重要物品）等の管理は適切か

ア 車両

7月末日現在における南消防署及び北消防署に所属している車両は 74台で、2署、11出張所及び1分遣所に配置されている。

これらが「藤沢市自動車管理規則」等に基づき適切に管理されているかどうかについて、消防車等運転日誌、車両台帳副簿等を調査するとともに、9月24日、同月25日及び10月14日に車両の管理状況を現地調査した結果、適切に管理されているものと認められた。

イ 備品（重要物品）

7月末日現在における南消防署及び北消防署が管理している備品（重要物品）は 41件で、2署、11出張所及び消防防災訓練センターに配置されている。

これらが「藤沢市物品会計規則」に基づき適切に管理されているかどうかについて、備品台帳等を調査するとともに、9月24日、同月25日及び10月14日に備品の管理状況を現地調査した結果、適切に管理されているものと認められた。